

## 民法改正手続に関する会長声明

平成18年、法務省は、債権法を中心とする民法の抜本的改正の要否について本格的な検討に入ることを決定し、それを受けて、民法学会の有志は、民法（債権法）改正検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）を設立し、同年10月より2年半にわたり債権編を中心とする民法の改正に向けて検討を行った上で、本年3月末をもって「改正の基本方針」をとりまとめました。

現行民法は、明治29年に成立し、同31年に施行された後、第1編（総則）、第2編（物権）及び第3編（債権）については、平仮名口語体に改める形式的改正や部分的改正は行われたものの、全面的改正がなされないまま既に100年以上が経過しており、この間、民法をとりまく社会情勢や経済情勢は大きく変動してきました。しかし、それにもかかわらず現行民法は、民法典そのものだけでなく学説や判例の積み重ね等により構築された不文の法規範により、現在においても相当程度安定した法規範として機能しています。

民法は、言うまでもなく、我が国における法体系の中核をなす重要なものであり、かつ市民生活にもっとも密着した法律であって、その抜本的改正が市民生活や実務の多方面に重大な影響を与えることは明らかなです。したがって、民法の改正作業は、実務法曹等も交えた十分な議論のもと、慎重な上にも慎重を期して行われるべきものであり、拙速な改正作業により市民生活に混乱をもたらす結果となることは絶対に避けねばなりません。

このような観点から、実務法曹界を中心として、検討委員会にも実務法曹委員の参加や傍聴を認めるべきであるとの指摘がなされてきましたが、民法学会の有志による私的研究会であるとの性格及びウェブサイト上での議事録等の公開がなされて

いること等を理由に果たされませんでした。しかし、私的研究会とはいっても、検討委員会の準備会幹事や事務局には法務省職員が加わっており、そこでとりまとめられた改正試案は民法改正作業においても大きな影響力を持つと予想されます。また、ウェブサイト上での議事録等の公開に関しても、数か月遅れとなることが多く、検討経過についての情報公開が万全であったということはありません。

今後、民法改正について、法務省における法制審議会が開かれる可能性が高いと考えられますが、上記のような検討委員会のとりまとめた改正試案が事実上の改正案となり、十分な議論がなされないまま拙速な改正が行われるような事態は決してあってはならないと考えます。

よって、当会は、今後の民法改正作業にあたり、徹底した情報公開を前提とし、拙速を避け慎重かつ十分な議論が行われるよう、また弁護士を含む実務法曹の意見が十分に反映されるよう求めるものであります。

2009年（平成21年）4月 24日

兵庫県弁護士会

会長 春 名 一 典